

質疑応答書

事業名 ひとり親家庭等居場所づくり事業

質問箇所	内容		回答
公募要領2の (1)のエ	実施場所 の基準に ついて	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社は現在、広島市地域子育て支援拠点事業の子育てオープンスペースを運営しています。 子育てオープンスペースの開所時間が15:00までのため、16:00から本事業として使用することは可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンスペース閉所後、同施設で本事業を実施していただいて構いません。
		<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備は採択後でもよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備は運営団体として決定後の設置でも構いません。ただし、開設期限までに設備を備えての事業開始が可能であることが条件となります。
		<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所に関して、他施設で地域の集会所や公民館の調理設備のある場所で行うことは可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能です。ただし、年間を通して、集会所や公民館を本事業の開設場所として確保できていることがわかる書類の提出が必要です。
交付要綱第3条 (10)	交付基準 について	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社は現在、企業主導型保育園および地域子育て支援拠点事業の子育てオープンスペースを助成金を受けて運営していますが、本事業の申請可能な団体となりますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業と同様の趣旨の事業についての補助金・助成金でなければ対象となります。ただし、同じ施設で本事業以外の事業を実施している場合、共有の経費は按分となります。